

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 29 年 4 月 7 日

葉山町長 山 梨 崇 仁



1 入札に付する物件

区分番号	物件名称	規格等	数量等	予定価格	入札保証金
12H-01	日野 塵芥車	平成 19 年式 走行距離 70,471 km 抹消登録	1 台	100,000 円	10,000 円
12H-02	三菱ミニキャブト ラック	初年度登録平成 15 年 8 月 4WD 走行距離 101,852km 抹消登録	1 台	10,000 円	1,000 円
12H-03	ダイハツ ハイゼット	平成 13 年式 走行距離不 明 抹消登録	1 台	10,000 円	1,000 円

※予定価格とは、あらかじめ葉山町が定めた最低売却価格をいう。

2 入札に参加する者に必要な条件

以下のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当する者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当すると認められる者。
又、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 葉山町が定めるガイドライン及び Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (4) 公有財産売却について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者
- (5) 当該公有財産売却に関する事務に従事する葉山町の職員
- (6) 日本国内に住所がない者
- (7) 日本国内に連絡先がない者

(8) 20歳未満の者

(9) 入札の参加申し込みの方法により、あらかじめ入札への参加申し込みをしていない者

3 入札の参加申し込み等に関する事項

(1) 参加仮申し込み手続き

入札に参加しようとする者は、平成29年4月7日（金）午後1時から平成29年4月24日（月）午後2時までの間に、ヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という）により参加の仮申し込みの手続きを行うこと。

(2) 参加申し込み（本申し込み）手続き

入札に参加しようとする者は、上記（1）の仮申し込み手続きを完了した後、平成29年4月24日（月）午後2時までに所定の申込書等により葉山町役場政策財政部公共施設課に入札への参加を申し込むとともに、平成29年4月27日（木）午後3時までに町が定めた入札保証金を納付しなければならない。

① 申込書等を郵送する場合

ア 送付先

〒240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

葉山町 公共施設課 公有財産売却 宛

イ 受付時間

申し込み締切日の消印有効

② 申込書等を持参する場合

ア 受付場所

葉山町役場 政策財政部 公共施設課 窓口

イ 受付時間

開庁日の午前9時から午後5時まで

(3) 期限までに申込書等を提出しない場合又は入札保証金を納付しない場合は、この入札に参加はできない。

4 入札に必要な書類を示す場所等

(1) 場所

葉山町公式ホームページ及び売却システム上

(葉山町公式ホームページアドレス：<http://www.town.hayama.lg.jp/>)

(2) 期間

平成29年4月7日（金）午後1時から平成29年4月24日（月）午後2時まで

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、葉山町が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

- (2) 落札者が納付した入札保証金は、本人からの依頼により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に返還する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。

6 物件下見会を実施する日時及び場所

区分番号	物件名称	日時	場所
12H-01	日野 塵芥車	日時 平成 29 年 4 月 11 日 (火) から平成 29 年 4 月 14	葉山町福祉文化会館 駐車場
12H-02	三菱ミニキャブ ラック	日 (金) (平日の午前 10 時から午後 3 時まで)	
12H-03	ダイハツ ハイゼッ ト	参加方法 ※事前に予約が必要	

7 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

売却システム上

(2) 入札期間

平成 29 年 5 月 11 日 (木) 午後 1 時から平成 29 年 5 月 18 日 (木) 午後 1 時まで

(3) 開札日

平成 29 年 5 月 22 日 (月) 午後 5 時から

8 入札の方法

- (1) 売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は 1 度しか行うことができない。
- (2) 郵送等による入札書の提出は認めない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な条件に該当しない者がした入札
- (2) 虚偽の申し込み等を行った者による入札
- (3) 葉山町が定めるガイドライン等に記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定方法

入札期間終了後、葉山町は売却システムを使用して開札を行い、物件ごとに入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、落

札となるべき最高価格の入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により落札者を決定する。

11 契約の締結等

(1) 契約書の作成の要否

要する。

(2) 契約の締結期限

落札者は、平成 29 年 5 月 29 日（月）午後 5 時までに契約を締結しなければならない。なお、期限までに契約を締結しなかった場合は、売り払いの決定を取り消し、納付した入札保証金を没収し返還しない。

(3) 契約保証金

落札者は、町が定めた契約保証金を納付しなければならない。

契約保証金の額は、納付済の入札保証金の額と同額とする。

(4) 売買代金の支払方法

落札者は、クレジットカードによる銀行振込により平成 29 年 6 月 1 日（木）午後 3 時までに売買代金から事前に納付した契約保証金を差し引いた代金を納付しなければならない。なお、期限までにその代金の納付が確認できなかった場合は、売り払いの決定を取り消し、契約保証金を没収し返還しない。

(5) 契約保証金には、利息を付さない。

12 所有権の移転及び名義変更等

(1) 売却物件の所有権は契約を締結し落札者が売買代金を完納したときに移転する。

(2) 売却物件の引き渡しに要する費用及び所有権移転に要する費用並びに公租公課等は落札者の負担とする。

(3) 落札した物件が自動車の場合、引き渡し後概ね 1 ヶ月以内に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録完了後車検証等の写しを葉山町に提出しなければならない。

13 売却物件の引き渡し期限及び場所

売買代金の納付を確認した後、次の（1）に掲げる期限までに（2）に掲げる場所で現状のまま引き渡すものとする。

(1) 期限

平成 29 年 6 月 22 日（木）午後 3 時まで

(2) 場所

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2220 番地

葉山町福祉文化会館駐車場

14 その他

入札及び契約に関する事務を担当する部局

① 名称 葉山町政策財政部公共施設課

②所在地 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

③電話番号 046-876-1111 (代)

